

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））（各常任委員長報告）
- 第3 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号））（厚生都市常任委員長報告）
- 第4 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号））（厚生都市常任委員長報告）
- 第5 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）（総務教育常任委員長報告）
- 第6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（厚生都市常任委員長報告）
- 第8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（厚生都市常任委員長報告）
- 第10 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第3号））（総務教育常任委員長報告）
- 第11 議案第28号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第12 議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第30号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第14 議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて（各常任委員長報告）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

（追加日程）

- 第1 議案第32号 財産の取得について（町長提出）
-

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務課長 兼税務課長	臼井誠	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
教育次長	浅井孝彦	総務課総括管理監	奥村英人
福祉健康課 総括管理監	林賢二	住民保険課長	福田宇多子
健康福祉課長	木野村英俊	教育課長	浅野浩一
防災安全課長心得	高崎健一	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	上下水道課主幹	北中龍一
保健センター所長	鳥本裕子		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	後藤祐斗
議会書記	石崎啓明		

---

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和2年第3回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番 安藤哲雄君及び8番 鈴木浩之君を指名します。

---

#### 日程第2 承認第6号から日程第14 議案第31号まで

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））から日程第14、議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））の関係部分についてであります。

総務費の特別定額給付金関係予算について、現在の支給状況についての質疑があり、400件程度の未申請世帯があるとの答弁がありました。また、国の予算の第2次補正に関連し、町ではどのような事業を検討しているかという質疑があり、消費喚起事業としてプレミアム商品券の発行を検討しており、詳細が決まり次第、議会に相談したいとの答弁がありました。

教育総務費の通信運搬費に関して、各小・中学校の学級担任に携帯電話を貸与する安心ホットラインについて、その効果と今後の見通しについて質疑があり、学習面や生活上の悩みのほか、コロナウイルスに関する不安など幅広く相談を受けている、双方向で担任と話せる有効なツールであり、利用状況を見ながら今後も続けるかどうか判断したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）であります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

承認第14号 専決処分を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第3号））であります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第28号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての関係部分についてであります。

財産管理費の土地借上料について、土地所有者との交渉の経過と借り上げの単価及び契約月数について質疑があり、当該土地所有者は町の施策に御理解を頂き、当初は他の所有者と同様に買収に応じると言っていたが、価格面で折り合いがつかないため、やむを得ず賃貸借することになった。契約単価は1平米当たり年額408円で、工事の進捗状況を鑑み、4月1日から1年分の借り上げとする内諾を得ている旨の答弁がありました。

消防費の消防施設費について、減額補正に対応する費用の計上についてと予定されていた土地が広域交流拠点の借地となった場合についての質疑があり、岐阜市消防本部本巢消防署北方分署については、予算計上時より起債等の関係でその執行が不可能となる可能性があり、その場合には広域交流拠点の敷地として利用する予定であった。そのため、予算としては二重計上になるが、商工費及び消防費での予算対応をしていたが、議会に対する説明は不十分であったことに対し、陳謝の弁がありました。また、広域交流拠点の敷地として借地した場合には、月額16万円程度の収入が見込めるとの答弁がありました。

また、同じく本巢消防署北方分署について、3月に説明のあった場所での建設が取りやめになった経緯についての質疑があり、岐阜市とは事前協議を行っていたが、予算が3月に議決されたことを受け、4月より公安委員会とも協議を行った。その際、岐阜市及び公安委員会に交差点の問題を指摘され、説明をした場所での建設は適切ではないとの協議結果に至ったとの答弁がありました。

教育総務費の備品購入費について、タブレットにはどのようなアプリをインストールするのかという質疑があり、教科書のQRコードを読み込むアプリや漢字・計算ドリルのほか、プレゼン用アプリ、双方向通信用にZoomなどのアプリを検討している旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之君。

○厚生都市常任委員長（鈴木浩之君） それでは、命によりまして御報告をさせていただきます。

私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件につきまして、去る6月15日に委員会を開催

し、審議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））の関係部分についてであります。

歳出に関し、衛生費と都市計画費における上下水道料金減免のための計上金額の差の根拠、コロナウイルス感染症対策における失業者への対策等に関して質疑があり、計上金額の差は上下水道の契約件数の差によるものであり、最終的には清算処理を行う予定であること、感染症対策では広く町民が利益を享受できる策として上下水道料金の減免という手法を取ったこと、第1弾の生活安定策の効果や国の第2次補正の動向を見ながら、効果的な手法を検討する旨の答弁がありました。

関連して、第2弾の町の支援策においては、生活に直結する支援策の検討や消費喚起支援等経済対策について、簡易な手続で実施できるよう要望がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号））についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号））についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

国民健康保険税の減免対象基準、現在の申請件数、令和3年度の保険税率の改定について質疑があり、令和2年中の世帯主の事業収入等が前年より30%以上減少する見込みであることが条件であり、納税通知書を送付する際に減免制度の案内をすることを検討していること、減免申請は現在2件であること、令和3年度の保険税率については、被保険者の所得の減少が予測されるが、現段階では検討していない旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）についてであります。

後期高齢者医療制度の自己負担割合の変更及び保険料率の改定についての質疑があり、自己負担割合の変更については、現在、国において検討されているが詳しいことは決定されていないこと、後期高齢者医療制度の保険料率については、総事業費の1割が被保険者の負担で、9割が公費や現役世代からの支援金で賄われていること、被保険者数の増加や医療費の増加により総事業費は

増加しており、事業費を賄うためには増額改定は必要であること、町として保険料を助成する制度を検討することはない旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今回の保険税率改定による影響について質疑があり、試算の結果、改定前と比較すると1人当たりの2,000円程度の減額となる旨の答弁がありました。

討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）の関係部分についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、各常任委員長の報告を終わります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第2号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は委員長の報告のとおり承認されました。

承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度北方町一般会計補正予算（第3号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第14号は委員長の報告のとおり承認されました。

議案第28号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 1点お尋ねをしたいと思います。

歳出の7ページですけれども、土地借上料の件でよかったですね。これが価格の折り合いがつかなくて賃貸契約にしたということですが、契約内容としては、先ほど委員長報告は1年をどうのという話を聞いたんですが、何年間かという形の中でこれから契約を結んでいるのかどうか。

○議長（安藤浩孝君） 松野議員。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 報告したとおりですので、その他については何もありません。

○議長（安藤浩孝君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

---

再開 午前10時02分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

松野議員。

○総務教育常任委員長（松野由文君） 今の質問に対しては、一応御報告したとおり、4月からの1年分ということで、その前に契約単価については年額ということになっております。取りあえず今回の予算については1年分ということですのでお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。町長から、議案第32号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号 財産の取得についてを追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

○議長（安藤浩孝君） 再開します。

追加日程第1 議案第32号

○議長（安藤浩孝君） 追加日程第1、議案第32号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、本日、1件議案を追加して提案をさせていただくこととなりましたので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

議案第32号 財産の取得についてであります。

令和2年、北方町3月定例議会におきまして一般会計補正予算でお認めを頂き、本年度に明許繰越をいたしましたタブレット端末の整備費用であります。小学校5・6年生分として367台、中学生分として530台、教員の分として82台、合計979台のタブレット端末の購入については、6月5日に入札を行い、同日仮契約が調いでしたが、今定例会初日、6月8日の提案すべき議案配付に間に合わせる事ができませんでした。よって、本日議案を追加して提案するものであります。

取得する財産の名称は、タブレット端末であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約の金額は税込み4,268万円であります。

契約の相手方は、岐阜市都通1丁目15番地、中部事務機株式会社、代表取締役 辻慶一であります。

提案理由であります。購入価格が700万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

以上、御審議を頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

6月8日に開会をいたしました本定例会は本日をもって閉会となりますが、議会中は議長の円滑な運営と、議員各位には慎重に御審議を頂きました。提案させていただいた議案は、いずれも適切に御決定を頂いたところであります。厚く御礼を申し上げます。

また、町民の安全や安心、暮らしに直結した課題や将来を見据えての御提案、御指摘など頂きました。それぞれに答弁をさせていただきましたが、頂きました御意見は誠実に受け止め、今後の町政に反映させるべく努めてまいりたいと思っております。

また、本定例会冒頭にもお示しをいたしましたコロナ対策第2弾の経済対策、消費喚起等の諸施策につきましては、交付金の詳細がいまだつかめておりませんので、後日改めてお諮りをしたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと思えます。

これから本格的に暑い夏を迎えます。コロナの感染症は自粛から自衛、そして新たな生活様式の実践ということで、何かと戸惑う生活が強いられます。また、体調を崩しやすい時期ともなります。皆さんには十分に健康管理に留意していただき、町政発展のため、なお一層の御活躍を頂きますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

令和2年第3回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時11分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年6月17日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 安 藤 哲 雄

署 名 議 員 鈴 木 浩 之